



令和3年7月第8号(牛)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

死亡家畜の処理は適正に行いましょう！

家畜の飼養者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「化製場等に関する法律」に従い、家畜の死体を適切に処理しなければなりません。死亡畜は必ず死亡畜の処理運搬業者へ連絡し、適切に処理してください。

- 1、死体は自己所有地であっても埋却してはいけません。
- 2、子牛であっても埋却してはいけません。
- 3、定期報告書で報告している「埋却地」は、通常の死亡家畜の埋却に使用してはいけません。



〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律〉

動物の死体は産業廃棄物にあたります【第二条】

事業者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません【第三条】

これら廃棄物をみだりに捨てることは禁止されています【第十六条】

〈化製場等に関する法律〉

死亡獣畜の解体、埋却または焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行う事は禁止されています【第二条】

牛の健康状態には常に注意し、疑わしい症状があればすぐ獣医師や家畜保健衛生所に連絡をしてください。

東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101 Fax.0475-52-3335

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

今一度、ご確認ください！！



死亡牛のBSE検査体制について


① 96か月齢以上の死亡牛

② 48か月齢以上の起立不能を示す死亡牛

例：死亡前に歩行困難、起立不能などであった牛

③ 全月齢のBSEを疑う症状のある死亡牛

例：興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛

 上記①～③については、
BSE検査を行う必要があります！

牛が死亡した際の届出について

● (独)家畜改良センターへ届出（Web、電話、FAXなど）

【届出内容】 自分の農家コード
牛の個体識別番号
死亡の年月日

※ 死亡牛の処分先のコード

※ 死亡牛を化製場、家畜保健衛生所などに引き渡した場合、
引渡し先(処分先)のコード番号が必要です。

通常の死亡牛→化製場のコード
病性鑑定を実施した場合→1431